

今後の看護教員のあり方に関する 検討会

— 滋賀県と京都府の共同開催による
看護教員養成講習会 —

平成21年7月13日

滋賀県健康福祉部医務薬務課

中西京子

I. 共同開催に至った経緯

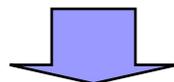
1. 開催当時の状況（平成15年度）

- 京都府：以前は毎年講習会を実施していたが、徐々に府内受講者が減少し平成11年度以降は3年毎の実施となっていた。

【参考：平成15年度の未受講率22.6%】

- 滋賀県：平成6年度の実施以降、県での開催はなし。

【参考：平成15年度の未受講率は、24.6%】



京都府から共同開催への打診があり、滋賀県も未受講率が高いことから共同開催についての検討を行い決定となる

2. 両府県の検討内容

- 開催年度について
 - 滋賀県：平成16年度から開催したいが無理か
 - 京都府：準備期間や開催場所の確保等から考えると無理
平成17年度開催の方向で検討したい
- 経費について
 - 滋賀県：国庫補助と受講者負担で賄いたい
受講者の負担金を上げ一般財源の持ち出しは避けたい
 - 京都府：国庫補助、受講者負担、一般財源を考えている
一般財源は受講者の人数により両府県で応分の負担としてはどうか
- 開催の形態について
 - 滋賀県：今までは、県直営で実施していたが、今後は委託先をどこにするか検討したい
 - 京都府：府看護協会委託

Ⅱ. 運営方法について

1. 共同開催の基本的考え方

①経費について

- ・開催県が国庫補助金の申請および前年度の準備委員会も含めて予算化する。
- ・受講料について
 - 滋賀県・京都府・・・10万円
 - 他府県・・・15万円

②実施方法

- ・カリキュラム編成、講師依頼等の事前準備、受講料の収入、修了証書の発行は県が担当
- ・講習会の開催運営および講習会集録集のとりまとめは看護協会へ委託

③実施時期について

- ・2年毎の開催とする

④開催の形態について

- ・企画は開催県が担当
- ・実施は、看護協会等への委託とする

2. 共同開催での実施状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
滋賀県	準備委員会	講習会の実施			準備委員会	講習会の実施
京都府			準備委員会	講習会の実施		

■ 準備委員会：

- ・次年度開催県が担当
- ・準備委員は開催県で選出、事務局は両府県担当者
- ・開催要綱の作成、カリキュラムの作成、講師の選定
受講者の選定等

	平成17年度	平成19年度	平成21年度
開催県	滋賀県	京都府	滋賀県
期間	8ヶ月	8ヶ月	8ヶ月
受講者に関して	45名 (滋賀県:13名) (京都府:21名) (県外 :11名)	35名 (滋賀県:10名) (京都府:18名) (県外 :7名)	35名 (滋賀県:11名) (京都府:19名) (県外 :5名)
	(県外生の内訳) 兵庫県・和歌山県 三重県・岡山県 大分県・佐賀県 宮崎県・鹿児島県	(県外生の内訳) 兵庫県・和歌山県 愛媛県・徳島県 石川県・秋田県	(県外生の内訳) 兵庫県・奈良県 福井県・香川県 鹿児島県
開催の形態	滋賀県看護協会委託	京都府看護協会委託	滋賀県看護協会委託
経費	10,342千円 (国庫:52,92千円)	11,555千円 (国庫:5,305千円)	9,024千円 (国庫:5,274千円)

Ⅲ. 共同開催における成果及び課題

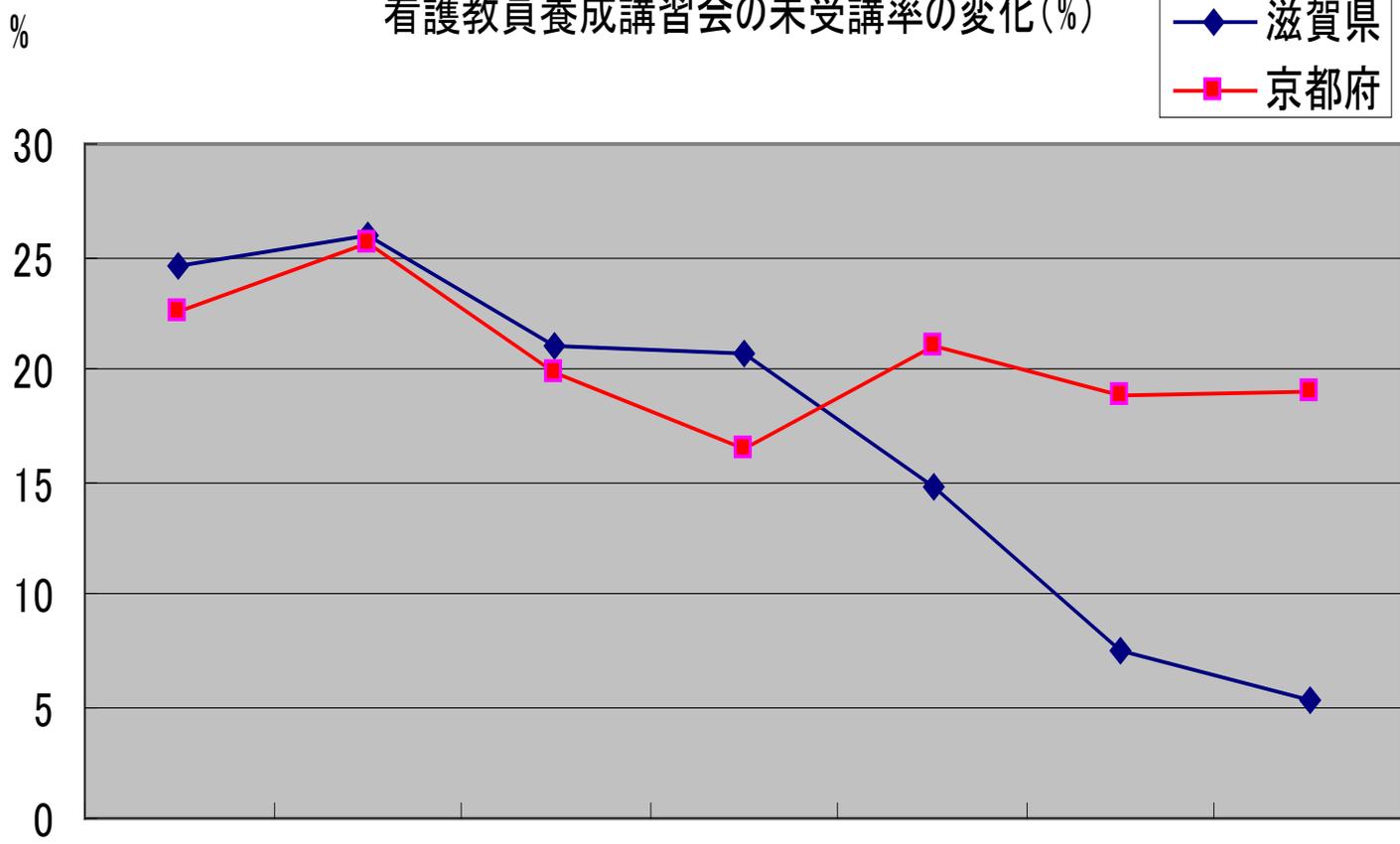
1. 共同開催後の成果

- ・滋賀県: 2年に1回の開催により未受講者が減少
- ・京都府: 開催の翌年は減少、職員の異動・退職等で変動はあるが隔年での受講の機会が確保できた。

2. 共同開催における課題

- ・講師料が開催県により異なる
滋賀県は、県の規定による講師謝金
京都府は、看護協会の規定による講師謝金
- ・受講生の確保が困難
理由:
 - ①病院は、看護師確保のため出せない
 - ②認定・専門看護師の受講希望者の増加
 - ③看護教員養成講習会の開催県以外の府県に募集をかけても集まらない
- ・県の財政困難から一般財源からの持ち出しは厳しい

看護教員養成講習会の未受講率の変化(%)



平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 年度

滋賀県教員養成講習会

京都府教員養成講習会

滋賀県教員養成講習会

IV. サポートとして期待すること

「看護教員養成講習会実施要領」の見直し

①期間及び時間数について

- ・1年間の講習とする。(詰め込みの教育ではなく、自ら考える力をつける教員)
- ・単位制として他の講習との互換性を持たせる。
- ・評価の視点を明確にする。

②各都道府県での実施について

- ・各厚生局単位での統一したカリキュラムによる実施
- ・あるいは、大学に看護教員養成課程の設置